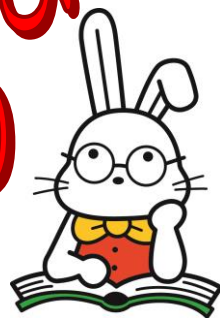


太陽光発電システムには 固定資産税がかかる？



- ・福島市内で事業用として使用されている資産（構築物・機械・備品など）は、「償却資産^{しょうきやくしさん}」として毎年1月31日までに市へ申告が必要になっています。
- ・太陽光発電システムは売電事業用の機械として償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。チラシ裏面でご確認ください。

償却資産に関しては福島市のホームページをご覧ください。詳しくは…

償却資産 福島市 検索

Q. 太陽光発電システムを設置しました。どうすれば良いですか？

設置された太陽光発電システムが償却資産の対象かチラシ裏面でご確認ください

償却資産の
対象となる

申告が必要です

償却資産の
対象とならない

申告は不要です（終了）



お手数ですが資産税課までご連絡いただき次の5点をお伝えください。

- ・設置者の氏名（法人名）
- ・設置者の住民票上の住所（法人の場合は所在地）
- ・お電話番号
- ・電力の受給が開始された月（平成〇〇年〇月）
- ・用途および発電量

償却資産申告書は毎年12月に皆様へ送付し、1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただくようになります。

申告書には取得価額（購入費用、取付費を含む）を記入する欄がありますので、あらかじめご確認をお願いします。

お問い合わせ先

福島市役所 資産税課 償却資産係

〒 960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024-535-1111（内線 2452、2453）



1. 償却資産として申告が必要となる太陽光発電システムについて
(設置者・発電量別の区分)

○＝申告の対象となる ×＝申告の対象とならない

設置者	10kw 以上の太陽光発電システム (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電システム(余剰売電)
個人(住宅用)	【○】 家屋の屋根などに太陽光発電システムを設置して発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、償却資産として課税の 対象 となります。	【×】 事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の 対象外 です。申告は必要ありません。
個人 (個人事業主・事業用)	【○】 個人であっても事業の用に使用している資産は、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず償却資産として課税の 対象 となります。	
法人	【○】 事業の用に使用している資産になるため、発電出力量や電量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として課税の 対象 となります。	

2. 太陽光発電システムの評価の区分について

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電システム					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材(屋根材等)として設置	家屋	家屋	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産
架台に乗せて屋根に設置	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産
家屋以外の場所(地上や家屋の要件を満たしていない構築物等)に設置	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産

屋根材一体型の場合は、固定資産税の家屋として課税されますので、申告は必要ありません。

架台に乗せて設置または地上などに設置した場合は、償却資産の申告が必要です。